

赤ちゃん授業－赤ちゃん和小中高生等との交流事業委託業務仕様書

1 目的

少子高齢化等により、乳幼児と関わった経験のないこどもが増えている。こどもたちが地域の親子と交流することで命の尊さを実感するとともに、「結婚、妊娠、出産、子育て」についての正しい知識を持ち、将来的な育児不安の減少やライフプランを考える機会につなげる。また、父親にも参加してもらい、子育てへの理解を深める場とする。

2 業務内容

(1) 小学校・中学校・高等学校等の各1～2校（計4校）において、乳幼児親子と小中高生等が交流する事業とする。ただし、応募状況等により変更の場合もある。（例：高等学校において、直近2年間に実施した学校のみのお誘いであった場合は、別の区分から2校選出する。）

実施校は現在選定中。決定次第、実施校に直接連絡をすること。

(2) 授業は、万全の感染予防対策を講じたうえで、対面で実施すること。

(3) 将来の妊娠、出産に関する正しい知識を身につけ、自身の健康づくりについて考える機会となるよう、授業の前半に助産師による学年に応じた妊娠、出産、赤ちゃんの成長発達、将来のための健康づくりについての授業を行うこと。また、赤ちゃんの扱い方や妊婦体験等の実技も実施すること。

(4) 赤ちゃんの成長を感じてもらうことを目的に、当日交流する赤ちゃんの実施日の2～3ヶ月前の動画を撮影しておき、当日視聴する時間を設けること。また、動画では、生徒にライフデザインや子育てについて考えてもらうことを目的とし、夫婦又は父親に出演してもらい、家庭での家事・育児の役割分担や、父親の育休取得状況等について積極的に発信してもらうこと。

(5) 授業は、各校において1回以上実施する。

(6) 赤ちゃん親子については、実施する学校の校区内から募集することが好ましい。

また、当日の父親の参加を積極的に募集するよう努めること。

なお、参加募集に係る周知啓発資材の内容は県と協議の上決定すること。

(7) 赤ちゃん授業への理解を深め、各市町村における企画・実施につながるよう、各市町村等に対し授業報告書等を共有するなど普及・啓発を図ること。

(8) 赤ちゃん授業実施の際は、アンケートを実施するとともに効果検証を行い、その結果を県に報告すること。アンケート等の質問項目については、県と協議のうえ決定すること。

(9) 実施校毎に、授業報告書を作成し、県に提出すること。

(10) 安全対策・事故発生時の対応についても検討し、また、個人情報保護へ十分配慮すること。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 委託経費

- (1) 委託料の対象経費は次のとおりとする。
 - ① 人件費：業務従事者の人件費として、労働条件や市場実勢を踏まえて、適正な水準を設定すること。
 - ② 事業費：事業実施に必要な経費として、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
- (2) 対象経費は、他の経費と区分して整理すること。
- (3) 委託業務の実施に要した経費は、領収書等で確認できること。また、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状態を明確にしておくこと。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとするが、本業務の遂行上必要がある場合は、委託業務の遂行状況により、受託者は委託料の一部について前金払いを請求することができる。

6 その他留意事項

- (1) 事業の計画及び実施状況等の報告を、随時、県に行うこと。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- (3) 個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本事業が完了したときは、実績報告として委託業務完了報告書に関係書類を添えて、事業の完了日から10日を経過する日までに提出すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。
- (6) 本仕様書委託業務の過程で生じた全ての著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。